

# 久米南町立弓削小学校 いじめ問題対策基本方針

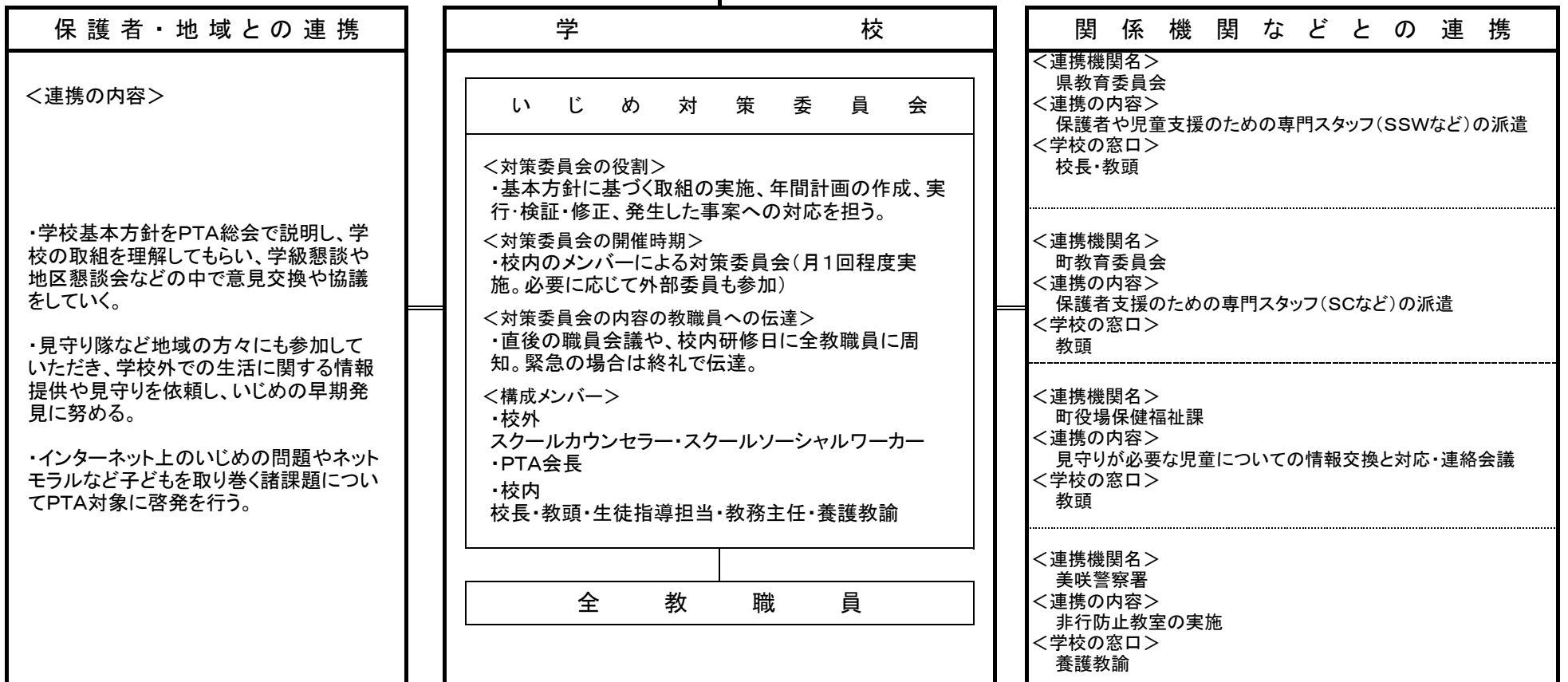
令和8年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

本校においては、子どもの人間関係におけるトラブルが毎年数件発生している。1対1の関係の中で起こっているもの、集団の中で起こっているものなどがあつた。どの学年も15人以下の単級で、子どもたちはお互いに気を遣いながらも、ちょっとしたきっかけで嫌な思いをする児童が発生する。昨年度は人との距離感での事案が発生し、人のかかわり方や距離感についての指導を学校として、集会や学級指導の中で行った。現在、それらの問題には、担任をはじめ学校全体で共有しながら対応し、解決にあたっている。しかし、いじめの未然防止のためには、子どもたちが本当に居心地のいい空間・集団作りを、学校をあげて積極的に進めて行かなくてはならない。そのため、子どもたちの小さな変化に気付くため子どもたちの話をしっかり聞いたり、行動の変化や違和感の教員間共有を強化したりしていく必要がある。また、問題の早期発見、適切な対処のための職員研修の充実を図るとともに、児童への人のかかわり方の指導をより強化し、トラブルの未然防止に努めていく。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 校内に、いじめ対策委員会をおき、他の組織や担当と連携しながら、いじめ防止と問題解決のための取組を学校をあげて具体的に進める。
  - 学校とPTA・地域が連携していじめの未然防止の取組を行う。
  - 魅力ある学校・幸せな学校作り
- <重点となる取組>
- ・授業内で共感的な人間性の育成を図る。
  - ・児童にアンケートを行い、児童の内面を理解する手がかりとし、教育相談に生かす。
  - ・アンケートをもとに「にこにこ相談」を行い、担任と児童の心のふれあいを深め、いじめの早期発見に努める。(年2回+随時)
  - ・毎月保護者対象の教育相談日を設け、学校と家庭との連絡を密にし、連携できる関係作りに努める。
  - ・SNSの利用やネット上のトラブルについて、各学年で発達段階に応じた授業を行う。
  - ・異学年集団による清掃活動や遊び、運動会などの活動を通して、子どもが様々な集団の中で過ごす機会を多く設定し、温かい人間関係や充実感を感じられる環境を作る。
  - ・学級懇談や人権週間の取組などを通して、保護者にも子どもたちを取り巻く問題について理解してもらう。
  - ・いじめの認知能力や、その後の対応能力向上のための教職員研修を毎月の校内研修日や夏休み休業中に実施する。
  - ・授業の中で共感的な人間性の育成を図る。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの認知能力や対応処理能力向上のための教職員の研修を行う。</li> </ul> <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間の取組の中で、友だちの気持ちを思いやり、いじめを許さない気持ちをもつ機会を設ける。(居場所作り)</li> <li>・教室内・授業内でお互いの良さを認め伝える機会を作ることで、自己有用感を感じられる経験をさせる。(情報モラル教育)</li> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報モラルについての学習を各学年において行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のために、「にこにこアンケート」を行い、児童の内面を理解する手がかりとする。それをもとに年間2回の教育相談を行い、児童の生活の様子を把握、いじめの早期発見を図る。</li> <li>・保護者対象の教育相談を行う。保護者との良好な関係づくりに努める。</li> <li>・生徒指導連絡会・いじめ対策委員会を行い、情報を共有し共通理解を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談には、保護者・児童の希望に応じて全教職員であたる。内容や保護者の希望によっては専門家に参加してもらう。指名がないときは担任や生徒指導担当が対応する。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認と対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに対策委員会を開く。その際、いじめの事実確認を、誰が、どのように行うか、迅速に、かつ慎重に検討し、対応する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの事実が確認された場合には、いじめられた児童および保護者に対して、学校をあげて支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、その児童の人間関係や環境など、背景を十分に把握し保護者と連携しながら、健全な人間関係をはぐくむことができるよう指導を行う。</li> </ul> <p>(いじめ事案の記録)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが認められた際には、対応教員が日時や内容、保護者への対応などを明確にし、記録に残す。</li> </ul>